

放送大学学園法案新旧対照表

学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）注：第十五条については、臨時国会に提出予定の「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行後の条文案である。

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。	第一条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。
2 (略)	2 (略)
(削除)	3 第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全口制の課程といつ。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程といつ。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程といつ。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第一項の大学の学科についても同様とする

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全口制の課程といつ。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程といつ。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程といつ。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第一項の大学の学科についても同様とする

。) の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の名号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該名号に定める者の認可を受けなければならない。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二～三 (略)

2～3 (略)

二～三 (略)

2～3 (略)

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2～4 (略)

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2～4 (略)

第六十四条 公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

第六十四条 公立若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する大学は、文部科学大臣の所轄とする。

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条　この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従つるものとする。</p> <p>一～三の一　（略）</p> <p>二の三　「一般放送事業者」とは、協会及び放送大学学園法（平成十四年法律第二号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」といふ。）以外の放送事業者をいつ。</p> <p>二の四～六　（略）</p> <p>（放送番組の編集等に関する通則等の適用）</p> <p>第五十条の一　第三条の一第一項、第三条の二、第三条の四、第六条の一、第五十一条の十三第一項第五号（イからハまでに係る部分に限る。）、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十八第一項、第五十二条の二十及び第五十二条の二十八の規定は、学園には、適用しない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条　この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～三の一　（略）</p> <p>二の三　「一般放送事業者」とは、協会及び放送大学学園（以下「学園」といふ。）以外の放送事業者をいつ。</p> <p>二の四～六　（略）</p> <p>（放送番組の編集等に関する通則等の適用）</p> <p>第五十条の一　第三条の一第一項、第三条の二、第三条の四、第六条の一、第五十一条の十三第一項第五号（イからハまでに係る部分に限る。）、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十八、第五十二条の二十及び第五十二条の二十八の規定は、学園には、適用しない。</p>

地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第二百九十五号）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十一年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第一条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十一年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第一条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住</p>

宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公団等」といふ。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」といふ。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公団等」といふ。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」といふ。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）

（傍線部は改正部分）

別表第一（第二条関係）		改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係）			
名称	根拠法		
(略)	(略)		
平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）	平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）	平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第二号）	放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）	放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）
北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）	北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）	北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）
(略)	(略)	(略)	(略)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）

（傍線部は改正部分）

別表（第一条関係）		改 正 案	別表（第二条関係）		現 行
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）	平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）	平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）	平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）	平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第 号）	放送大学学園	放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）	放送大学学園	放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）
北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）	北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）	北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）